

東京臨海リサイクル発電施設建設事業 評価書案の概要

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名 称 東京臨海リサイクルパワー株式会社
- (2) 代表者 取締役社長 浅川 武彦
- (3) 所在地 東京都江東区大島三丁目4番5号

2 対象事業の名称及び種類

- (1) 名 称 東京臨海リサイクル発電施設建設事業
- (2) 種 類 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内に、産業廃棄物及び感染性医療廃棄物の中間処理施設を建設し、焼却処理及び発電を行うものである。

対象事業の内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容		
計 画 地	東京都江東区青海二丁目地先 (中央防波堤内側埋立地内)		
敷 地 面 積	約 29,000 m ²		
建 築 面 積	約 10,000 m ²		
主 要 用 途	産業廃棄物の焼却処理及び発電		
処 理 能 力	約 650t／日	産業廃棄物 (流動床ガス化溶融炉)	約 275 t ／日×2 基
		感染性医療廃棄物 (専焼炉)	約 50 t ／日×2 基
発 電 の 規 模	約 25,600 k W		
工 事 予 定 期 間	平成 15 年 11 月から平成 18 年 7 月まで		
供 用 予 定 年 月	平成 18 年 8 月		

4 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、環境影響評価の項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論の概要は表2に示すとおりである。

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

環 境 影 響 評 価 の 項 目	評 価 の 結 論
1 大気汚染	1 長期予測値（年平均値） 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、環境基準が日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）で評価するとされているため、将来予測濃度を年平均値から日平均値に変換して、評価の指標として設定した環境基準と比較したところ、すべて評価の指標を満たす濃度となっている。 ダイオキシン類、塩化水素及び水銀については、将来予測濃度が、すべて評価の指標を下回っている。 2 短期予測値（1時間値） 短期平均値の予測最高濃度は、すべての予測物質について評価の指標を下回っている。 なお、予測最高濃度は、大気安定度A、風速0.5m/s、混合層高度が有効煙突高の高さの条件のときであり、この大気安定度及び風速の気象条件は年間の出現頻度が0.07%であることから、予測地域においては、ごくまれな事例であると考えられる。
2 景 観	施設の設置に当たっては、外部から直接設備が見えないよう景観壁を設け、周囲の景観と調和するような外観デザインや色彩計画とする。また、敷地内の緑化により周辺の景観との調和を図る。 これらの対策により、工事の完了後における施設の存在は、現状の港湾景観と調和し、地域景観の特性が大きく変化することはないものと考えられる。

3 廃棄物	工事の施行中は、施設の建設により産業廃棄物及び建設発生土が発生するが、計画段階からの発生抑制や発生した廃棄物の徹底した分別により、再利用と再資源化を図る。また、埋立て処分をする廃棄物については、法令に基づき適正に処理する。したがって、東京都リサイクルガイドライン等に適合するものである。 工事の完了後は、熔融処理により発生するスラグは売却し、左官用砂代替品として有効利用を図り、また、排出する鉄及びアルミは売却し、再資源化を図る。再資源化に適さない飛灰、不燃物については適正に処理し、民間処分場のほか、関係機関と今後協議を行い、中央防波堤外側埋立処分場を候補地として埋立て処分を行う計画である。 本事業は東京都廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化、無害化、再利用、再資源化等を推進するものであり、可能な限り廃棄物の排出の抑制と適正な処理をすることにより、循環型社会形成推進基本法等に定められた事業者の責務を果たすものである。
4 温室効果ガス	本事業における施設の稼働に伴う二酸化炭素総排出量は年間約 285,000 トンであり、削減量は年間最大約 106,000 トンと予測された。 本事業は、エネルギーの有効利用として、流動床ガス化熔融炉で発生させた蒸気を約 25,600kW の発電に利用するほか、感染性医療廃棄物専焼炉で発生させた蒸気と合わせて排ガス再加熱等のプラント蒸気に有効利用する。また、省資源対策として、鉄及びアルミの回収を行い、再資源化する。これらによって削減される二酸化炭素量は、本事業における二酸化炭素総排出量の約 37%に相当する。 以上のことから、本事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める基本方針と、東京エネルギービジョン及び地球環境保全東京アクションプランにおけるエネルギーの有効利用の促進や省資源対策の推進に合致したものと考えられる。